

令和5年生駒市農業委員会7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和5年7月11日(火)午後3時00分  
会議開催場所 市役所 401・402 会議室  
出席者 議長 10 番 中本 真人  
農業委員会委員  
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭  
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり  
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子  
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美  
9 番 染岡 政明  
農地利用最適化推進委員  
平尾 正隆 松尾 克巳  
北本 光美 中尾 正人  
井山 茂 奥野 通孝  
高枝 敏治  
説明者 事務局 局長 植島 秀史  
主幹 有山 清隆 主査 田所 智  
傍聴者 2 名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報「令和5年度利用状況調査の実施について(案)」

○主幹 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、県立奈良北高校から西に約200mのところの位置する上町地内の農地

申請理由について

申請者は、土地所有者と親子であり、現在は別々にお住まいだが、申請地に農家の分家住宅を建築し、父親の農業を手伝い、農業に従事することになった次第である。

次に立地基準による判断については、今回の農地は、道路、下水道その他の公共施設または鉄道の駅その他の公益的施設の整備状況が達している区域内の農地で、「水管、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存在すること」となっており、具体的には水管、下水管が埋設されており、県立奈良北高校が約200m、生駒市北コミュニティセンターが約300mに位置していることから、第3種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水は汚水桝を経由したあと北側の下水管へ、雨水は北側にある既存の水路を通し富雄川に放流することになっている。また、隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意並びに北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明通りである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言  
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業  
会議へ意見照会を行う。

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の  
規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指  
導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的  
な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に受理書を発行することとな  
り、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、生駒北学校給食センターの北東約700mのところの位置  
する高山町地内の農地2筆

申請理由について

当該地は地下水位が高く、常時湧水があり、耕作ができないため盛土を行うものである。

申請地農地に接する農地・道路・ブロック塀より1m程度以上控えて盛土を行う事としてい  
る。盛土高は概ね90cmで完了後は畑として利用する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で  
現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に  
支障がないものであると考える。

No.3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、阪奈道路辻インターチェンジの北約350mのところの位置  
し、小明台住宅地に近接する小明町地内の農地1筆

申請理由について

当該地は水はけが少し悪く、東側に隣接する道路より高低差があるため、高低差をなくす  
ことにより農機具の搬入をやすく、また高齢の母親も農地での作業をやすくするために  
盛土を行うものである。

農地南側は1段低い農地のために、土砂がこぼれない様に1m程度控えた上で30度程度  
の傾斜の盛土を行う事とし、西側の農地へは農機具を入れやすいように15度から20度の緩

い傾斜で盛土を行う。また北側の地目は雑種地となっており、今回の農地造成を行うにあたり、境界を越えて法面に土がかぶる形になることから、造成協力地となり、造成協力地と農地造成の承諾書をいただいている。なお盛土高は東側道路に高さを合わせたうえ、概ね60cm～90cmとし、完了後は畑として利用する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上のことから、本申請については、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号(No.1～2)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明通りである。
- 議長 議案第2号(No.3)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 農地に接する道路は緩やかに南側に下がっているため、その中で真ん中あたりの高さに合わせて造成したいという事である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.1～2 の造成だが面積に対して造成される部分が少ないと思う。通常であれば畑にするなら8割がたを造成されると思うが、今回は半分ほどである。現在は畑だと聞いているが、後に別のものに転用される事はないか、確認したい。
- 主査 今回の申請だが、500㎡を超えると土砂条例の申請が必要になる。これに関しては土の検査などたくさん項目があり、かなりの期間や費用がかかってしまう。申請者は普段は仕事をされているため500㎡を切る範囲内で造成をして、週末畑をされるということで今回手続きをされた。今後この農地で何かするとは聞いていない。ここは調整区域なのでまず建物は建てれないし、隣接地や道路から離れた場所なので使いにくいかと思う。今後は畑として利用されると思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～19については、相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(4)で、第2阪奈道路壱分ICの南東約70mのところに位置する壱分町地内の農地である。駐車場への進入路を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～2については地図番号(5)で、生駒南第2小学校の北東約500mのところに位置する萩の台地内の農地であり、専用住宅及び通路を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.3については地図番号(6)で、阪奈道路辻町ICの北約400mのところに位置する小明町地内の農地であり、店舗を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～5及びNo.8は20年以上前から山林化、No.6及びNo.7は20年以上前から宅地として利用されていた農地である。

No.9については地区担当推進委員と現場確認をしたところ、山林への地目変更だったが、現状が1号遊休農地であったため、法務局に連絡をし、現場の状況を伝え、申請内容を確認したところ、日を改めて申請者及び法務局職員と現場確認を実施することになった。後日申請者、法務局職員、農業委員会事務局職員で現場確認を実施したところ、申請場所も事務局が認識していた場所であったため、念のため法務局職員に地目変更された場合の地目を確認したところ、原野だった。申請者に対し、当該地は1号遊休農地と判断されるため、地目変更は認められない旨を伝え、農地以外のものにする場合は農地の転用申請が必要であることを説明し納得していただいた。

この現場確認での協議を踏まえ、法務局へは地目変更は不可であること、農地以外のものにする場合は農地の転用申請が必要であることを回答した。

#### 報告第5号「農地転用許可について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

###### 概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものである。

##### ○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

##### ○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

##### ○主幹 令和5年度利用状況調査の実施について説明

日 時:令和5年7月末～10月の約4ヶ月間を予定

原則午前9時30分から開始(雨天の場合は調査日を延期する)

調査員:各担当地区の農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局職員の3～4名

調査に当って協力員が必要な場合、前農業委員等に同行を依頼

調査方法:図面とタブレットを利用しながら、原則、道路からの目視で確認する。場所によってはドローンを活用する。

##### ○議長 意見・質問について出席委員へ確認

##### ○委員 昨年の地図は航空写真で、自分の目では見難いと思ったが、今年はどうのような図面をもらえるのか。

##### ○主幹 昨年と同じで大き目の地図と小さめの地図を用意し、今年からはタブレットも使用していく。

##### ○委員 2、3年前は平面図で綺麗に区画割をした地図を貰ったが、農地パトロールなどで利用していくうえで見やすかった。依頼があり農地の場所などを確認するときに便利だった。航空写真だと中に書かれている番地が見辛いと思う。できれば従来の平面図でいただきたい。数年前は平面図と航空写真を貰ったが、航空写真はほぼ使わなかった。

##### ○局長 できるだけ打ち出せるようにしたい。

##### ○委員 今年もドローンを使ってもらえたらいいと思う。山の奥にある農地などはドローンを使うと安全に早く確認できると思う。

##### ○主幹 今年もドローンは活用する予定である。

- 議長 ドローンの操作や市街地の規制などはないのか。事務局はドローンの練習などはしているのか。
  - 主幹 市街地では免許を取れば使える。農地では使うことはできるが、高圧線の下や風が強い時や雨の時は使えないなどあるので臨機応変に使っていこうと思う。
  - 委員 今回実際にタブレットを使うという事だが、何台くらい購入したのか。
  - 主幹 購入ではなく国からの支給で生駒市の割り当てとしては4台である。基準は推進委員さんの数の半分だと聞いている。
  - 委員 タブレットならそこまで高価なものではないので、農地パトロールで利用できるので台数を増やしてみてもどうか。
  - 主幹 備品になるので予算を取らないといけない。ランニングコストとして毎年1台当たり5000円ほどのライセンス使用料と毎月の通信料がかかってくる。
  - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
  - 委員 6月25日にあった農家区長会の総会・視察研修会の報告
  - 議長 「その他」について事務局に依頼
  - 局長 7月19日で任期満了される農業委員・推進委員の担当地区ごとの引継ぎ等について説明
  - 局長 退任後の守秘義務について説明
  - 主幹 任期満了の委員へ支給品の回収等について説明
  - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
  - 議長 閉会宣言
- 午後 4 時 00 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番

---

議席番号 2 番

---

議席番号 3 番

---